

<創業・成長産業推進金融対策事業費補助>

(事業概要)

県経済の活性化が期待される創業や成長産業分野等、県内中小企業の前向きな取組の加速化に向け、県特別保証融資制度『「選ばれる青森」への挑戦資金』のうち、同分野に係る取組に対して、信用保証料の一部を県が補助することにより、県内中小企業による前向きな取組を支援する。

事業内容

「選ばれる青森」への挑戦資金のうち、以下の取組について、**信用保証料の30%又は40%を補助**し、事業者負担を軽減する。

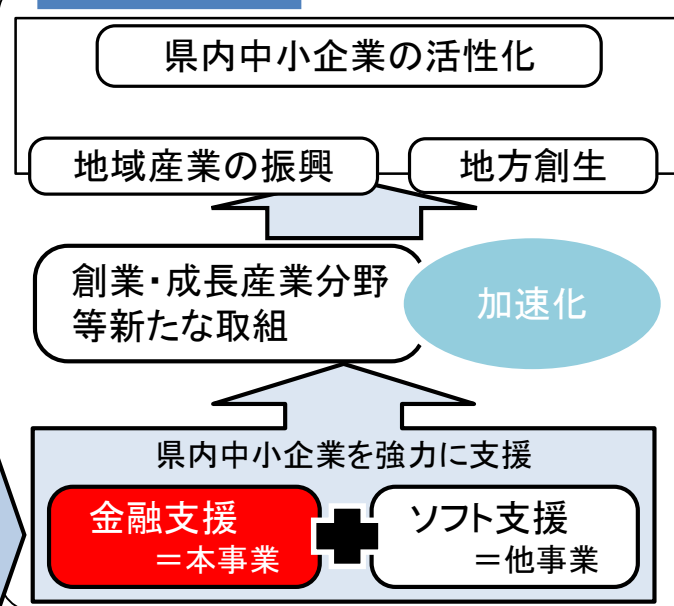
補助対象

- ①創業
- ②県の推進する戦略等に基づく重点推進分野
- ③法令認定・補助採択事業
- ④新分野進出
- ⑤新商品・新技術開発等
- ⑥再生可能エネルギー発電設備導入
- ⑦働き方改革推進事業の一部
- ⑧生産性向上を図る取組の一部
- ⑨DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進する取組の一部
- ⑩SDGsの達成に資する取組の一部
- ⑪事業承継特別保証利用かつ経営者保証コーディネーター確認
- ⑫経営承継借換関連保証を利用したもの
- ⑬金融機関提案枠 ※いずれも太陽光発電設備の導入に係る事業を除く

条件

補助対象 融資限度額	5千万円
融資期間	運転10年以内(うち据置期間2年以内) 設備15年以内(うち据置期間3年以内)
融資利率	「選ばれる青森」への挑戦資金の所定利率(年1.1%ほか)
信用保証料	所定の保証料率(0.45~1.90%)に対する30%を県が補助 (特例)金融機関提案枠(1千万円超の設備資金)については、 青森県信用保証協会が保証料率を10%割引し、県は割引前 の保証料率の40%相当額を補助(事業者負担は50%)

事業効果



イメージ図

